

中川事務所新聞

第 1 0 1 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【パート労働者の社会保険】

3月14日与党合同会議により、以下の基準が合意されました。

- 週所定労働時間20時間以上
- 賃金月額7.8万円以上
- 勤務期間1年以上見込み
- 学生は適用除外
- 従業員規模501人以上

中小企業に全員社会保険適用が拡大されると、その負担に耐え切れなくなるところですが、基準により、当面はその心配が回避されました。ただし、いずれはその負担の波が全社に訪れるでしょう。



【セーフティネット保証復活】

3月で一旦打ち切られた同制度が4月以降も継続運用されています。直近の3ヶ月間で売上が前年対比5%以上減っていることを条件に有利な融資を受けることができます。秋には業種の絞込みが行われ、利用できる機会が減ることが予想されます。資金繰り計画に上手に組み入れましょう。

【児童手当再び】

4月から子ども手当が廃止され、児童手当に名前が戻ります。政治家の醜い争いで市民が混乱を受けるのは毎度おなじみのパターンです。

- 3歳未満 1万5千円
- 3歳から小学生 第2子まで1万円、第3子以降は1万5千円

中学生 1万円

【雇用保険料率引き下げ】

4月から料率が0.5%引き下げられ、給与から天引きする雇用保険料は5/1000(一般の事業)になります。給与計算事務に気をつけましょう。

【4月の事務予定】

- ・4月決算法人期末実地棚卸
- ・1月決算建設業決算変更届
- ・2月決算法人確定申告&納税
- ・8月決算法人中間申告&納税
- ・新入社員研修
- ・花見



知ってお得！？法律雑学

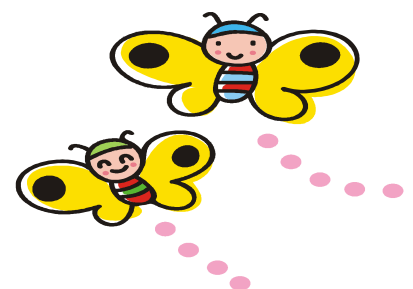
Q. 父が借金2000万円と受取人が私となっている1000万円の生命保険契約を残して亡くなりました。私が相続すると借金の方が多いため持ち出しになってしまうのでしょうか？相続人は私一人だけです。

A. 原則的に生命保険金は相続財産とはなりません。あな

たは保険金受取人として固有の権利を持っているので、契約どおり1000万円をそのまま受け取ることができます。

一方、借金については負の相続財産なので、相続放棄をすることにより支払義務がなくなります。なお、相続財産の状況がよく分からず限定承認した場合であっても、生命

保険金はあくまでも受取人固有の財産なのでこれをもって負の相続財産と相殺されるようなことはありません。



経営談義

【借入金と返済原資】

借入をするとき、その目的としては大きく運転資金と設備資金に分かれます。今回は借りた資金をどこから返すかを考えてみましょう。

運転資金は売掛金 + 在庫 - 買掛金が基本なので、短期的に売掛金や在庫が膨らむために借りた資金は、その回収によって返済します。ただし、これが拡大している(商売が大きくなっている)途中では返済できません。これを増加運転資金といいます。

次に設備資金に関しては減

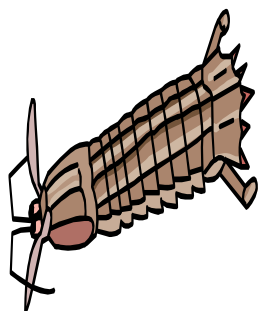
価償却費の範囲内での返済が理想的です。例えば300万円の新車を全額借入で買った場合、300万円÷6年で年間50万円の返済であれば損益と資金繰りが一致します。

別の観点から、運転資金は商売をやめた場合、売掛金を集金して在庫を売り払い買掛金を支払った残金で返済することができるので、計算式の範囲内の借入残高ならば実質無借金と同じです。ところが、設備資金の場合は通常容易に設備を売り払うことができないので、借金だけが残ることになります。

ここで極めて基本的なことで非常に重要な原則を確認します。事業規模をある程度一定に保ったまま借入金を返済

するためには、税引き後利益しかその原資がないという事実です。月間10万円借金を返済しようと思ったら、年間で200万円程度の経常利益が必要です。現実的にこのバランスを保てる会社はどれほどあるでしょうか？

借入金が大きくなると感覚が麻痺することが多いものです。返済原資を冷静に考えると、借入金があるのに税金を払っていない(利益が出ていない)会社は、相当ピンチに陥っていると感じたほうがいいでしょう。



平成二十四年度が始まりました。本年度の予算もまだ決まっていないという情けない政治状況ですが、我々経済人・一般市民はそのような環境に負けることなく、しっかりと地に足をつけて進んでいきましょう。

三月のとある日曜日、思いつきで高知桂浜まで車で出かけました。ここは一度行ったら完全に魅せられる場所で、波が砂利を叩く音がなんとも言えず心地よいです。姫路から片道三時間ほどなので、意外と近い癒しスポットです。

ありがとう

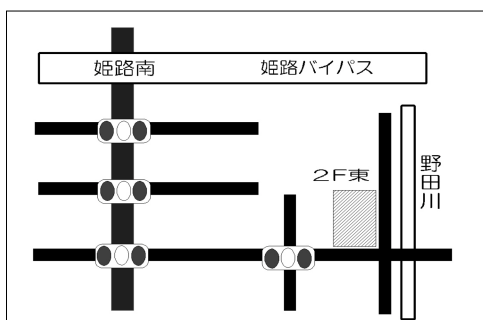
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp